



一般競争入札の施行について

一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び加古川市財務規則（昭和44年規則第13号）第78条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年10月15日

加古川市長 岡田 康裕

1 入札対象

次に掲げる物件の売却

区分番号	物件名称	予定価格 (最低入札価格)	入札保証金額
26-01	油圧ショベル (コマツ)	1,540,000円	154,000円
26-02	小型バス (日野)	660,000円	66,000円

2 入札の方式

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）を利用して行い、入札に関する手続については、別に定める加古川市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）並びに紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるKSI官公庁オークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容に従って行う。

3 一般競争入札に参加することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加することはできない。

- (1) 一般競争入札に係る物品に関する事務に従事する本市職員
- (2) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実が認められた後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 本市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 本市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が本市と契約を締結すること又は契約者が本市との契約を履行することを妨げた者